

(2020年度)

2 日本史問題 (60分)

(この問題冊子は21ページ, 4問である。)

受験についての注意

1. 試験監督者の指示があるまで, 問題冊子を開いてはならない。
2. 試験開始前に, 試験監督者から指示があったら, 解答用紙の右上の番号が自分の受験番号と一致することを確認し, 所定の欄に氏名を記入すること。次に, 解答用紙の右側のミシン目にそって, きれいに折り曲げてから, 受験番号と氏名が書かれた切片を切り離し, 机上に置くこと。
3. 試験監督者から試験開始の指示があったら, この問題冊子が, 上に記したページ数どおりそろっていることを確かめること。
4. 筆記具は, HかFかHBの黒鉛筆またはシャープペンシルに限る。万年筆・ボールペンなどを使用してはならない。時計に組み込まれたアラーム機能, 計算機能, 辞書機能を使用してはならない。また, スマートウォッチなどのウェアラブル端末を使用してはならない。
5. 解答は, 解答用紙の各問の選択肢の中から正解と思うものを選んで, そのマーク欄をぬりつぶすこと。
6. マークをするとき, マーク欄からはみ出したり, 白い部分を残したり, 文字や番号, ○や×をつけたりしてはならない。また, マーク箇所以外の部分には何も書いてはならない。
7. 訂正する場合は, 消しゴムでていねいに消すこと。消しきずはきれいに取り除くこと。
8. 解答用紙を折り曲げたり, 破ったりしてはならない。
9. 試験監督者の許可なく試験時間中に退場してはならない。
10. 解答用紙を持ち帰ってはならない。
11. 問題冊子は必ず持ち帰ること。

1

次の資料は、石川県津幡町の加茂遺跡から2000年度に出土した木札である。嘉祥2(849)年の日付をもつこの資料の発見によって平安時代前期の在地支配の様相について画期的な知見が得られた。以下に掲げるのはその本文を読みくだしたものである(なお欠損部分は、復元案を〔 〕内に補っている)。

それについて解説した以下の文章中の空欄(1)～(25)に当てはまるもっとも適切な語句を、語群①～④から1つずつ選びなさい。

〔加賀郡勝示札〕

〔郡〕符す。深見村〔諸〕郷の駅長並びに諸刀祢等、

応に奉行すべき壹拾条の事

- 一 田夫、朝は寅の時を以て田に下り、夕は戌の時を以て私に還るの状
- 一 田夫、意に任せて魚酒を喫ふを禁制するの状
- 一 溝堰を劳作せざる百姓を禁断するの状
- 一 五月卅日前を以て田殖の竟るを申すべきの状
- 一 村邑の内に竄若て諸人を為て疑わる人を捜し捉ふべきの状
- 一 桑原無くして蚕を養ふ百姓を禁制すべきの状
- 一 里邑の内にて故に酒を喫ひ酔ひ、戲逸に及ぶ百姓を禁制すべきの状
- 一 農業を慎勤すべきの状。件の村里の長たる人は百姓の名を申せ

〔右〕案内を〔檢〕するに、国より去る〔正〕月廿八日の符を被るに備く、「農業を勸催すること法条有り。而るに百姓等恣に逸遊するを事とし、耕作せず〔酒〕魚を喫ひ、毆乱するを宗と為す。播殖の時を過ぎ、還りて不熟と称す。只〔疲〕弊する耳に非ず、復た飢饉の苦を致さん。此れ郡司等田を治めざるの〔期〕にして、豈然る可けん哉。郡宜しく承知し、並びに〔符〕の事を口示し、早く勤作せしむべし。若し符の旨に遵はず、倦懈の由を称さば、勸決を加へよ」者謹んで符の旨に依り、田領等に仰せ下し、宜しく〔各〕村毎に屢廻らし愉すべし。懈怠有らば、身を移して郡に進めよ。符の〔旨〕を国の道の裔に縻羈して之を進め、路頭に勝示して厳しく禁を加へむ。〔田〕領・刀祢、怨憎隱容有らば、其人を以て罪と為よ。背くこと〔寛〕有せず、符到らば奉行せよ。

大領 錦村主

主政 八戸史

擬大領 錦部連真手麿 擬主帳 甲臣
少領 道公 夏麿 副擬主帳 宇治
擬少領 勘了

嘉祥二年二月十二日

二月十五日請田領丈部浪麿

- (1) この出土資料は、屋外の人通りの多い交通の要所に掲示された木の札で、勝示と呼ばれる。今までは平安時代末期に描かれた(1)の絵図で、莊園の四至境界の位置を公示する目的で掲げられた事例が知られていたが、日常の農民の生活規範を公示した実物資料としては初めての発見である。
- (2) ここに記される命令の発布主体は(2)であり、それに属する諸郷駅長・刀祢たちに、箇條書きの命令を周知させるために掲示されたものと推定される。律令制下の地方支配組織としては、国司の下に(3)が置かれ、(3)が政務を行なう役所を(4)あるいは(5)と呼んだ。
- (3) (3)は、他の律令官制と同様に四等官が置かれた。この新出資料には、さらに細分化した副官の官名も記されているが、基本となる官名を位の高い順に並べると、(6)・(7)・(8)・(9)の順になる。
- (4) 「村」という行政単位は律令制の中に明確な規定がなく、実態は不明であったが、この資料の発見によって、郷や駅を含むさらに広い領域を示す行政区分であることが分かった。律令制の規定では、郡の下に50戸を単位とする里が置かれたが、717年、里を郷に改め、郷の下に新たな里を置いた。しかし行政の煩雑化などの弊害があり、740年頃に廃止された。これを(10)という。
- (5) 駅は、基幹となる官道に30里(約16キロメートル)ごとに置かれた停留所で、乗り物である(11)と、交通の労働にたずさわる(12)が配置され、それを統括する官職として(13)が任命された。この資料に記載される深見村で

は、天平勝宝元(749)年12月に、越前国司であった大伴池主が、駆使に託して越中国司であった(14)に和歌と書状を送ったという記事が(15)に記載されており、越前から分かれて成立した加賀・(16)と、(17)三国の境界に広がる河北潟の岸辺に位置する(18)の要所であったことが推定される。

(6) 箇条書きで8条記されている命令は、田夫・(19)の勤務と生活に関する決まりを列挙したものである。律令制下では、人民一般を総称して(19)と呼んだが、この資料では農業に専従する人民を田夫と呼んでおり、公田を耕作する人民が区分されていたことを示す。第一条で田夫は日の出(寅時)から日の入り(戌時)まで田地で精勤し、第二条では魚酒を好き勝手に食さないように定められているが、こうした禁令が出されたということは、それに従わない人々が多かった現実を反映しているものと考えられる。

(7) 第三条以下は百姓を対象とする禁令と考えられる。第五条では、村邑内に隠れ潜んでいる逃亡者の身柄拘束を指令し、第六条では勝手に養蚕を行なうことが禁じられ、第七条では、飲酒して放逸な振舞いをすることを禁制している。こうした命令が公布されていることは、律令制下の厳格な人民支配が緩み、この地方に成立しつつあった東大寺領の(20)に百姓とも呼ばれる(21)や本籍地から外れた(22)が取り込まれていった状況を裏付けるものと言える。

(8) 箇条書につづく文章は、まじめに農業に励むようにとの命令を国が正月28日に管内の(3)らに公布した「(23)」という形式の公文書をそのまま引用したもので、国府からの命令の内容は人民に「口示」するように命じている。これを受けた(3)は、配下の田領を通して人民に命令を触れ回すことと、「国道」のかたわらに文書を勝示(掲示)することを命じている。上位の役所から下位の役所へ命令を伝達する(23)という様式の文書は、国衙が発行した遺例は知られていたが、郡衙レベルで発行されたものはほとんど伝来していな

い。この遺跡の発掘と前後して、全国の古代官衙遺跡から行政上の指令を（24）に記した遺物があいついで出土しており、古代の地方行政においては、紙以外の伝達媒体が広く使われていることが分かってきた。

- (9) 出土した木札は、中央に釘穴があき、左右に固定するための切り込みが見られる上、表面全体が風化して墨で書かれた文字部分だけが浮き上がって残っているところから、相当長期間、屋外に掲示されていたものと見られる。また縦23センチメートル余り、幅61センチメートル余りという寸法は、当時の公文書に使用された料紙とほぼ同じ規格であることから、伝達された文書がそのまま板に書き写されたものと考えられる。このことは、8世紀中葉の地方において（25）が浸透し、役職につく者には相当な識字能力が要求されたことをうかがわせる。

〔語群〕

- | | | |
|-----------|----------|----------|
| ① 肥前国鹿子木荘 | ② 紀伊国栲田荘 | ③ 伊賀国黒田荘 |
| ④ 郡司 | ⑤ 郡衙 | ⑥ 郡家 |
| ⑦ 郡 | ⑧ 大領 | ⑨ 少領 |
| ⑩ 郷里制 | ⑪ 駅馬 | ⑫ 烽家 |
| ⑬ 駅子 | ⑭ 主政 | ⑮ 大伴旅人 |
| ⑯ 大伴家持 | ⑰ 万葉集 | ⑱ 懐風藻 |
| ⑲ 続日本紀 | ⑳ 越中 | ㉑ 越前 |
| ㉒ 能登 | ㉓ 北陸道 | ㉔ 東山道 |
| ㉕ 百姓 | ㉖ 初期荘園 | ㉗ 寄進地系荘園 |
| ㉘ 班田農民 | ㉙ 浮浪人 | ㉚ 白丁 |
| ㉛ 主帳 | ㉜ 解 | ㉝ 下文 |
| ㉞ 符 | ㉟ 石碑 | ㊱ 木簡 |
| ㊲ 墨書土器 | ㊳ 計算能力 | ㊴ 文書行政 |
| ㊵ 駅長 | | |

2 次の史料A～Gは、いずれも公家の日記の一部を読み下したものである。これらを読んで、あとの問いに答えなさい。なお、設問のために空欄にしたところがある。また、読みやすくするために、原史料の誤字・あて字などを適切な文字にあらため、ふりがなを付したところがある。〈 〉内は、原文では割書注(または小書き)であったことを示している。

史料A 『明月記』

戌時ばかり院に参る。中宮権亮あらあら関東の事を語る。二日中時、和田左衛門(義盛)宿所、忽ち甲兵の音を聞く。去んぬる春謀反の者結党の由、風聞落書等あり。くだんの義盛その張本たり。しかるに自ら披陳。子細を聞き、すでにもって免許し、和解の気色あり。尋常の時の如く、近辺の宿所にあり。しかるになお内々の議あり、鯨鯢たるべきの由これを聞く。茲に因り更に党を聚めその計を成す。これただもって韓彭菹醢なり。その近辺宿所の者(又左衛門尉)これを聞き、すなわち戎服に備え、使者を広元朝臣に発す。時にくだんの朝臣、賓客座にあり。杯酒まさに酣なり。亭主これを聞き、独り座を起ち、將軍の在所に奔り参る。相共にその所を逃げ去り、故將軍の墓所の堂(七、八町を去る。或は二階堂と云う)に赴く。この間、義盛の甥の三浦左衛門義村(もとより叔父と違背し仇讐たり)、義盛すでに出軍の由を告ぐ。兩人の告に依り、母儀妻室等僅かに逃げ去るの間、義盛の兵すでに進み、先ず広元の宿所を囲む。酒客未だ去らず、大軍忽ち至る。醉郷の士、数に依り害せらる。すなわち放火しその城郭を焼く。室屋一字を残さず。二日夕より四日朝に至り、攻戦やまず。華不注を三周するごとし。義盛の士卒一もって千に当たる。天地震え怒る。この間、千葉の党類(常胤の孫子)、精兵を練し、隣国より超え来たる。義盛兵尽き矢窮まると雖も、疲足の兵を策ち、新羈の馬に当たる。然れば尚追奔り、北るを逐い横大路(鎌倉の前この路ありと云々)に至る。この時義村の兵又その後を塞ぎ、大いに義盛を破る。茲に因り遂に免がるるをえず。多くの散卒等浜に出、船を棹さし、安房方に向かう。その勢五百騎ばかり、船六艘。

語注 ○鯨鯢 = 悪人の首領。○韓彭菹醢 = 漢の韓信と彭越が殺されて塩漬けにさ

れたこと。○華不注 = 晋軍が齊軍を追い立て、山東省済南の華不注山を三周した故事による。

史料B 『玉葉』

東大寺勸進聖人 来たる。余相招くによってなり。聖人云う、「大仏を鑄成し奉る事は、偏えに唐の鑄師の意巧を以て成就すべし」と云々。来る四月の比鑄奉るべしと云々。件の聖人は渡唐三箇度にして、彼の国の風俗を委しく見知るところと云々。よって粗あらこれに問う。語る所の事は実に希異多端なる者か。五臺山は大金国に打ち取られ了んぬ。渡海の本意は彼の山を礼み奉らんがためなり。よって空しく帰朝の処、天台山・阿育王山等を礼み奉るべきの由、宋人等勸進す。よって暫く経廻し、くだんの両所に詣る。天台山には石橋あり、破戒罪業の人渡り得るなし。その橋の事、本国の人は十の八九は前途を遂げず。但し日本国の人においては多分これを渡る。これにより渡海を願うの志に感ぜしむるかと云々。すなわちこの 聖人はその橋を渡るところなり。尤も貴ぶべし貴ぶべし。

史料C 『葉黄記』

関東より飛脚到来。重時子細を申す。去ぬる五日前若狭守 〈三浦これなり〉已に旗を揚げ打ち立つ。よって 將軍家に参り、また打手等を遣わし合戦す。また放火す。風吹き掩うの間、 落ち了んぬ。おのおの頼朝卿墓堂に追入り自害す。巳午未三箇時勝負を決し畢んぬ。 ・光村〈 弟〉以下三浦一族皆誅せられ了んぬ。惣じて自害の輩三百人に及ぶと云々。森入道日来 方たるか。遂に に同意し、同じく誅せられ畢んぬと云々。去年以後 いよいよ威勢を繕い、今もってかくの如し。日ごろ種々の巷説あり。信用に及ばざるのところ、果してもってかくの如し。

史料D 『兵範記』

鷄鳴清盛朝臣・義朝・義康等、軍兵すべて六百余騎白河に発向す〈清盛の三百

余騎は二条方より。義朝の二百余騎は大炊御門方より。義康の百余騎は近衛方より。この間主上御輿を召し、東三条殿に遷幸す。内侍劍璽を持ち出す。(中略)この間頼政・重成・信兼ら重ねて白川に遣わしたんぬ。かれこれ合戦すでに雌雄に及ぶ由使者参り奏す。この間主上御願を立て、臣下祈念す。辰の剋、東方に煙炎起つ。御方の軍すでに責め寄せ火を懸け了んぬと云々。清盛ら勝に乗じて逃げるを逐い、上皇・左府跡を晦まし逐電す。白川御所等焼失し畢んぬ。(中略)上皇・左府行方知れず。ただし左府においては已に流れ矢に中る由多くもって称し申す。為義以下の軍卒同じく行方知れずと云々。宇治入道殿左府の事を聞こしめし、急ぎ南都に逃げ向かわしめたまい了んぬと云々。

史料E 『猪隈関白記』

七日、壬申、関東征夷大將軍従二位行左衛門督源朝臣 [エ]、去んぬる朔日薨去の由、今朝院に申すと云々。ひごろ所勞と云々。生年二十二と云々。故前右大將頼朝卿の子なり。くだんの [エ] 卿の一腹の舎弟の童(年十二と云々)、今夜征夷大將軍に任じ、従五位下に叙す。名字 [オ] と云々。院より定めらると云々。上卿内大臣、執筆左大弁と云々。官奏の次と云々。[エ] 卿の子息(年六歳と云々)ならびに檢非違使能員(くだんの能員、[エ] 卿の子息の祖父なり)、今の大將軍 [オ] のために、去んぬる二日撃たると云々。後に聞く。[エ] 卿の子息撃たれずと云々。能員においては撃ち了んぬと云々。

三十日、乙未、天晴れ。関東左衛門督 [エ] の逝去、^{ひがごと}僻事と云々。但し出家し無きが如しと云々。

史料F 『玉葉』

夜に入り参内。今夜頼朝卿初参。先ず院に参る。その後参内。昼御座において召有り。西簀子に円座一枚を給う。余長押の上に候ず。陪膳の円座を用う。小时起座。鬼間において頼朝卿と謁談。この夜小除目を行わる。頼朝大納言に任ぜらるるなり。辞すると雖も推してこれに任ずと云々。頼朝卿に謁し、示すところの事等。八幡御託宣に依り、一向君に帰し奉る事。「百王を守るべしと云々、これ

帝王を指すなり。よって当今御事、無双仰ぎ奉るべし。しかれども、当時法皇、天下の政を執り給う。よってまず法皇に帰し奉るなり。天子は春宮の如きなり。法皇御万歳の後、また主上に帰し奉るべし。当時も全く疎略にあらず」と云々。また下官辺の事、「外相は疎遠の由を表すと雖も、その実全く疎簡無し。深く存ずる旨あり。射山の聞えを恐るるに依り、ことさらに疎略の趣を示すなり」と云々。又「天下遂に直立すべし。当今は幼年、御尊下はまた余算猶遙か。頼朝また運あらば、政何ぞ淳素に反らざらんや。当時は偏に法皇に任せ奉るの間、万事叶うべからず」と云々。しかるに示すところの旨、はなはだ甚深なり。また云わく。「義朝の逆罪、これ王命を恐るるに依るなり。逆に依りその身を亡すと雖も、かの忠また空しからず。よって頼朝已に朝の大將軍たるなり」と云々。

語注 ○射山=上皇の御所。また、上皇・法皇の異称。

史料G 『玉葉』

今日、法勝寺御八講の初めなり。御幸あり。摂政法勝寺に参らるるの間、途中において越前守資盛(重盛卿の嫡男)女車に乗りて相逢う。しかるに摂政の舎人・居飼等彼の車を打ち破り、事恥辱に及ぶと云々。摂政家に帰るの後、右少弁兼光をもって使となし、舎人・居飼等を相具して、重盛卿の許に遣し、法に任せて勘当せらるべしと云々。亟相返上すと云々。

問1 史料Bの空欄 に入る適切な人名を次の中から1人選んで記号で答えなさい。

- ① 貞慶 ② 俊苧 ③ 文覚 ④ 明恵 ⑤ 栄西 ⑥ 重源

問2 史料Bの による東大寺大仏の再建に際して、大仏殿内の石造兩脇侍像や三月堂礼堂正面の石灯籠などをつくった石工は誰か。次の中から1人選んで記号で答えなさい。

- ① 祖阿 ② 藤四郎 ③ 肥富 ④ 成忍 ⑤ 伊行末
⑥ 陳和卿

問3 史料Bの による東大寺の再建で建立された建物のうち現存するのは何か。次の中から1つ選んで記号で答えなさい。

- ① 戒壇院 ② 南大門 ③ 二月堂 ④ 転害門 ⑤ 八幡宮
⑥ 大仏殿

問4 史料Bの の命で東大寺の鎮守八幡宮の僧形八幡神像をつくった仏師は誰か。次の中から1人選んで記号で答えなさい。

- ① 康勝 ② 康弁 ③ 湛慶 ④ 運慶 ⑤ 定覚 ⑥ 快慶

問5 史料Cにみえる「重時」は、当時どこに勤務していたと考えられるか。次の中から1つ選んで記号で答えなさい。

- ① 侍所 ② 鎮西探題 ③ 六波羅探題 ④ 問注所
⑤ 信濃守護所 ⑥ 公文所

問6 史料Cの空欄 と に入る適切な人名を、次の中から1人ずつ選んで記号で答えなさい。

- ① 時宗 ② 義時 ③ 頼経 ④ 景時 ⑤ 義村 ⑥ 義明
⑦ 時頼 ⑧ 時政 ⑨ 経時 ⑩ 泰村

問7 史料Cで語られている の討滅を断固として主張し実行したのが、 の外祖父であった。のちにその一族は の子孫との姻戚関係を重ねながら、有力御家人として発展していく。その一族とは何氏か。次の中から1つ選んで記号で答えなさい。

- ① 小山氏 ② 安達氏 ③ 比企氏 ④ 長崎氏 ⑤ 三浦氏
⑥ 諏方氏

問8 史料Dにみえる「義康」は、源義家の孫のひとりである。この「義康」の子孫は、のちに何という名字を称するか。次の中から1つ選んで記号で答えなさい。

- ① 新田 ② 武田 ③ 平賀 ④ 佐竹 ⑤ 足利 ⑥ 大内

問9 史料Dにみえる(1)「主上」、(2)「上皇」はそれぞれ誰か。次の中から、適切な諡(おくり名)を1つずつ選んで記号で答えなさい。

- ① 近衛 ② 二条 ③ 後鳥羽 ④ 安徳 ⑤ 高倉
⑥ 後白河 ⑦ 崇徳 ⑧ 鳥羽 ⑨ 白河 ⑩ 堀河

問10 史料Dにみえる(1)「左府」、(2)「宇治入道」はそれぞれ誰か。次の中から、1人ずつ選んで記号で答えなさい。

- ① 藤原通憲 ② 藤原成親 ③ 藤原忠通 ④ 藤原季綱
⑤ 藤原頼長 ⑥ 藤原信頼 ⑦ 藤原忠実 ⑧ 藤原師実
⑨ 藤原宗忠 ⑩ 藤原基房

問11 史料Eの空欄

エ

 と

オ

 に入る適切な人名を、次の中から1人ずつ選んで記号で答えなさい。

- ① 公暁 ② 範頼 ③ 義経 ④ 実朝 ⑤ 義仲 ⑥ 宗尊
⑦ 義朝 ⑧ 頼嗣 ⑨ 頼家 ⑩ 頼経

問12 史料Fでは、「法皇」と「天子」の関係が語られているが、Fが記された当時、(1)「法皇」、(2)「天子」はそれぞれ誰だったか。次の中から、適切な諡(おくり名)を1つずつ選んで記号で答えなさい。

- ① 土御門 ② 順徳 ③ 後鳥羽 ④ 安徳 ⑤ 高倉
⑥ 後白河 ⑦ 崇徳 ⑧ 鳥羽 ⑨ 白河 ⑩ 後三条

問13 史料Gにみえる「重盛」の父は誰か。次の中から1人選んで記号で答えなさい。

- ① 忠盛 ② 時信 ③ 知盛 ④ 宗盛 ⑤ 維盛 ⑥ 清盛

問14 史料A～Gはそれぞれいつの出来事を記したものか。次の中から西暦年を1つずつ選んで記号で答えなさい。

- ① 1156 ② 1159 ③ 1170 ④ 1183 ⑤ 1190 ⑥ 1203
⑦ 1213 ⑧ 1221 ⑨ 1247 ⑩ 1252

3 信長亡き後、全国統一を完成したのは豊臣秀吉である。秀吉は初め木下藤吉郎秀吉と名乗ったが、信長が室町幕府を滅ぼした(A)年に(B)姓にあらためた。(C)年本能寺の変を知ると、対戦中の(D)氏と和睦し、(E)国の山崎の合戦で明智光秀を討ち、信長の法要をいとなむなどして後継者争いに名乗りをあげた。翌年には(F)を(G)国の賤ヶ岳の戦いに破り、(F)にくみした(H)をも自刃させて、後継者の地位を確立した。また同年、秀吉は水陸交通の要地で(I)町として繁栄していた石山本願寺の跡に壮大な(J)城を築き始めた。(K)年、秀吉は尾張での(L)の戦いの際に徳川方に味方した(M)の(N)一揆を滅ぼし、ついで朝廷から(O)に任じられ、四国を平定すると、翌年には(P)に任じられ、(Q)の姓をあたえられた。この頃から全国統一の諸令を次々と発していった。諸法のなかでも、天正15年のバテレン追放令と翌年の刀狩令は、秀吉の天下統治の方針を知る上で重要な内容をもっている。

問1 文中の(A)～(Q)に当てはまる語句を、以下の語群の中から1つ
選びなさい。

- | | | | |
|--------|----------|--------|--------|
| ① 1573 | ② 姉川 | ③ 毛利 | ④ 近江 |
| ⑤ 1574 | ⑥ 羽柴 | ⑦ 徳川 | ⑧ 寺内 |
| ⑨ 伊勢 | ⑩ 根来・雑賀 | ⑪ 甲賀 | ⑫ 1582 |
| ⑬ 城下 | ⑭ 小牧・長久手 | ⑮ 伊賀 | ⑯ 関白 |
| ⑰ 大友 | ⑱ 織田信雄 | ⑲ 太政大臣 | ⑳ 1585 |
| ㉑ 紀州 | ㉒ 河内 | ㉓ 大坂 | ㉔ 柴田勝家 |
| ㉕ 1583 | ㉖ 丹羽長秀 | ㉗ 織田信孝 | ㉘ 安土 |
| ㉙ 1586 | ㉚ 山城 | ㉛ 摂政 | ㉜ 豊臣 |
| ㉝ 太閤 | ㉞ 1587 | | |

問2 次の3つの史料(1, 2, 3)は上記文章に関するものである。各問(1)～(8)
に答えなさい。

【史料1】

- 一 日本ハ神国たる処、きりしたん国より邪法を授け候儀、太以て然るべからず候事。
- 一 其国郡の者を近付け門徒になし、神社仏閣を打破るの由、前代未聞に候。国郡在所知行等給人に下され候儀は、当座の事に候。天下よりの御法度を相守り、諸事其意を得べき処、下々として猥りの義曲事の事。
- 一 伴天連、其知恵の法を以て、心ざし次第二檀那を持ち候と思召され候へハ、右の如く日域の仏法を相破る事曲事に候条、伴天連儀、日本の地ニハおかせられ間敷候間、今日より廿日の間ニ用意仕り帰国すべく候。
- 一 黒船の儀ハ商売の事に候間、各別に候の条、年月を経、諸事売買いたすべき事。
- 一 自今以後、仏法のさまたげを成さざる輩ハ、商人の儀ハ申すに及ばず、いづれにてもきりしたん国より往還くるしからず候条、其意を成すべき事。 已上

天正十五年六月十九日

【史料2】

- 一 伴天連門徒の儀は、其者の心次第たるべき事。
- 一 式百町二三千貫より上の者伴天連ニ成り候におゐてハ、公儀の御意を得奉り次第ニ成り申すべき事。
- 一 右の知行より下を取候者ハ、八宗九宗の儀候間、其主一人宛ハ心次第成るべき事。^(え)
- 一 国郡又は在所を持ち候大名、其家中の者共、伴天連門徒ニ押付成し候事ハ、本願寺門徒の寺内を立しより、太然るべからざる義に候間、天下のさゝわりニ成るべく候条、其分別之無き者ハ御成敗を加へらるべく候事。

【史料3】

- 一 諸国百姓、刀、脇指、弓、やり、てつはう、其外武具のたぐひ所持候事、堅く御停止候。其子細は、入らざる道具をあひたくはへ、年貢・所当を難渋せしめ、自然、一揆を企て、給人にたいし非儀の動(はたらき)をなすやから、勿論御成敗有るべし。^(か)然れば、其所の田畠不作せしめ、知行ついえになり候の間、其国主、給人、代官として、右武具悉く取りあつめ、進上致すべき事。
- 一 右取をかるべき刀、脇指、ついえにさせらるべき儀にあらざ候の間、今度大^(き)仏御建立の釘、かすかひに仰せ付けらるべし。然れば、今生の儀は申すに及ばず、来世までも百姓たすかる儀に候事。
- 一 百姓は農具さへもち、耕作専らに仕候へハ、子々孫々まで長久に候。百姓御^(く)あはれミをもって、此の如く仰せ出され候。誠に国土安全万民快樂の基也。

[中略]

右道具急度取集め、進上有るべく候也。

天正十六年七月八日(秀吉朱印)

(1) 下線部(あ)の「当座の事に候」とはどのような意味か。次の中から1つ選びなさい。

- ① しばらくの間預けた。
- ② 永久に預けた。
- ③ 無条件で預けた。
- ④ この地域限定で預けた。

(2) 下線部(い)の「曲事」(史料1の文中に二カ所ある)とはどのように読むか。次の中から1つ選びなさい。

- ① まがりごと ② きょくじ ③ くせごと ④ まわりごと

(3) 下線部(う)の「黒船の儀」とはどのような意味か。次の中から1つ選びなさい。

- ① 朱印船の往来 ② 中国船の往来 ③ ルソン船の往来
- ④ 南蛮船の往来

(4) 下線部(え)の「八宗九宗の儀」の「八宗」とは何を意味しているか。次の中から1つ選びなさい。

- ① 神道 ② 儒教 ③ 仏教 ④ 道教

(5) 下線部(お)の「入らざる道具」の「入らざる」とは何を意味する言葉か。次の中から1つ選びなさい。

- ① 廉価な ② 必要のない ③ 高価な ④ めずらしい

(6) 下線部(か)の「自然」はどのような意味か。次の中から1つ選びなさい。

- ① とうぜん ② もしも ③ かならず ④ ゆえに

(7) 下線部(き)の「大仏」とはどの寺のものをさすか。次の中から1つ選びなさい。

- ① 方広寺 ② 東大寺 ③ 高台寺 ④ 興福寺

(8) 下線部(く)でいわれていることは秀吉の行った重要な政策を表している。それは何か。次の中から1つ選びなさい。

- ① 太閤検地 ② 兵農分離 ③ 石高制 ④ 禁教令

4 次の文章を読んで、以下の問いに答えなさい。

自由民権運動の高まりを前に、強力な指導者がいなくなった明治政府は動揺するにいたり、肥前出身の(ア)はイギリス流の議院内閣制の早期導入を主張する一方、右大臣の(イ)や長州出身の(ウ)は、それには激しく反対した。そして、折りしも(エ)年に起こった開拓使官有物払下げ事件^(a)で、世論の政府攻撃が激化した。それをうけて、政府はこの年の(オ)月、この世論の動きと関係しているとの理由で(ア)を罷免し、(カ)制定の基本方針を決定し、国会開設の勅諭を出して、(キ)年に国会を開設することを公約した。この政変によって、薩長藩閥の政権が確立した。以上の動きをうけて、民間では、憲法私案^(b)が盛んに作成された一方で、民権思想^(c)一般においても、論争が盛んに展開された。

国会開設の時期が決まると、すでに結成しており、(ク)を党首として、フランス流の急進的な自由主義を唱えていた自由党に対抗して、(ア)を党首として、イギリスの議院内閣制を主張する立憲改進黨が(ケ)年、結成された。

これに対して、政府は、自由民権運動に「アメとムチ」という弾圧策と懐柔策の両面で臨んだが、それらへの反発から、自由黨員や農民は、各地で直接行動を起こした。中でも、(コ)年に起こった福島事件は、県令(サ)が不況下の農民に労役を課して県道をつくろうとしたことに農民が反発して起き、(サ)は、福島県出身の自由党幹部(シ)をはじめとした自由黨員を多く検挙した。

一方で、自由民権運動は、対外問題においてはいわゆる「対外硬派」という強硬派であり、たとえば(ス)年には、旧自由党左派の(セ)などが朝鮮に渡ってその時の政権を武力で打倒しようとして、事前に検挙されるという(ソ)事件^(d)が起こった。こうした運動の急進化とそれへの弾圧の繰返しの中、民権運動は、しだいに衰退した。

それでも、国会開設の時期が近づくと、民権派のあいだで運動の再結集が図られた。自由党と立憲改進黨のあいだの大同団結が(タ)年、唱えられ、(チ)外相の条約改正交渉の失敗を機に、^(e)三大事件建白運動が翌年に起こった。同年末に政府が(ツ)を公布して、在京の民権派の多くを東京から追放後も、運動は東北地方を中心に継続し、1889年(テ)月の^(f)大日本帝国憲法発布によって、政党は、再建する方向に向かった。

問1 前掲の文章中の空欄(ア)～(テ)に関する次の問いに答えなさい。

(1) 空欄(ア)に入る人物は誰か。もっとも適切な人名を、次の中から1つ選びなさい。

- ① 江藤新平 ② 大木喬任 ③ 大隈重信 ④ 副島種臣

(2) 空欄(イ)に入る人物は誰か。もっとも適切な人名を、次の中から1つ選びなさい。

- ① 岩倉具視 ② 熾仁親王 ③ 中山忠能 ④ 三条実美

(3) 空欄(ウ)に入る人物は誰か。もっとも適切な人名を、次の中から1つ選びなさい。

- ① 前原一誠 ② 大村益次郎 ③ 木戸孝允 ④ 伊藤博文

(4) 空欄(エ)に入る数字はどれか。もっとも適切なものを、次の中から1つ選びなさい。

- ① 1879 ② 1880 ③ 1881 ④ 1882

(5) 空欄(オ)に入る数字はどれか。もっとも適切なものを、次の中から1つ選びなさい。

- ① 9 ② 10 ③ 11 ④ 12

(6) 空欄(カ)に入るものはどれか。もっとも適切なものを、次の中から1つ選びなさい。

- ① 民定憲法 ② 国定憲法 ③ 協約憲法 ④ 欽定憲法

(7) 空欄(キ)に入る数字はどれか。もっとも適切なものを、次の中から1つ選びなさい。

- ① 1889 ② 1890 ③ 1891 ④ 1892

(8) 空欄(ク)に入る人物は誰か。もっとも適切な人名を、次の中から1つ選びなさい。

- ① 板垣退助 ② 片岡健吉 ③ 谷干城 ④ 後藤象二郎

(9) 空欄(ケ)に入る数字はどれか。もっとも適切なものを、次の中から1つ選びなさい。

- ① 1880 ② 1881 ③ 1882 ④ 1883

(10) 空欄(コ)に入る数字はどれか。もっとも適切なものを、次の中から1つ選びなさい。

- ① 1882 ② 1883 ③ 1884 ④ 1885

(11) 空欄(サ)に入る人物は誰か。もっとも適切な人名を、次の中から1つ選びなさい。

- ① 仁礼景範 ② 三島通庸 ③ 伊東祐亨 ④ 樺山資紀

(12) 空欄(シ)に入る人物は誰か。もっとも適切な人名を、次の中から1つ選びなさい。

- ① 田中正造 ② 島田三郎 ③ 田代栄助 ④ 河野広中

(13) 空欄(ス)に入る数字はどれか。もっとも適切なものを、次の中から1つ選びなさい。

- ① 1884 ② 1885 ③ 1886 ④ 1887

(14) 空欄(セ)に入る人物は誰か。もっとも適切な人名を、次の中から1つ選びなさい。

- ① 馬場辰猪 ② 星亨 ③ 中江兆民 ④ 大井憲太郎

(15) 空欄(ソ)に入るものはどれか。もっとも適切なものを、次の中から1つ選びなさい。

- ① 下関 ② 神戸 ③ 大阪 ④ 京都

(16) 空欄(タ)に入る数字はどれか。もっとも適切なものを、次の中から1つ選びなさい。

- ① 1885 ② 1886 ③ 1887 ④ 1888

(17) 空欄(チ)に入る人物は誰か。もっとも適切な人名を、次の中から1つ選びなさい。

- ① 陸奥宗光 ② 榎本武揚 ③ 青木周蔵 ④ 井上馨

(18) 空欄(ツ)に入るものはどれか。もっとも適切なものを、次の中から1つ選びなさい。

- ① 保安条例 ② 集会条例 ③ 警察条例 ④ 治安条例

(19) 空欄(テ)に入る数字はどれか。もっとも適切なものを、次の中から1つ選びなさい。

- ① 1 ② 2 ③ 3 ④ 4

問2 前掲の文章中の下線部(a)～(f)に関する次の問いに答えなさい。

(1) 下線部(a)の説明として正しいものはどれか。次の中から1つ選びなさい。

- ① 開拓長官の岩村通俊が払い下げようとした。
② 同郷の五代友厚に払い下げようとした。
③ 1000万円のものを50万円で払い下げようとした。
④ 払下げは、それでも行なわれた。

(2) 下線部(b)の説明として正しいものはどれか。次の中から1つ選びなさい。

- ① フランス留学者の結社・共存同衆が『私擬憲法意見』を出した。
② 慶應義塾が『私擬憲法案』を出した。
③ 愛国社が『日本憲法見込案』を出した。
④ 東京・五日市の学芸講談会が『日本帝国憲法』を出した。

(3) 下線部(c)の説明として正しくないものはどれか。次の中から1つ選びなさい。

- ① ルソーの『社会契約論』を漢訳した『民約訳解』が刊行された。
② 加藤弘之が『人権新説』で天賦人権論を擁護した。
③ 馬場辰猪が『天賦人権論』を出した。
④ 植木枝盛が『天賦人権弁』を出した。

(4) 下線部(d)の説明として正しくないものはどれか。次の中から1つ選びなさい。

- ① 福沢諭吉は、それとの絶縁を主張した。
- ② 清国への従属を図った。
- ③ 開化派によるクーデターでいったんは倒された。
- ④ 大院君が、そのトップにいた。

(5) 下線部(e)の説明として正しくないものはどれか。次の中から1つ選びなさい。

- ① 地租の軽減は、入っていた。
- ② 朝鮮への進攻は、入っていた。
- ③ 言論・集会の自由は、入っていた。
- ④ 対等条約の締結は、入っていた。

(6) 下線部(f)の説明として正しくないものはどれか。次の中から1つ選びなさい。

- ① 陸海軍の統帥権は、天皇に直属し、内閣から独立していた。
- ② 議会で予算案が不成立の場合、政府は、前年度の予算をそのまま施行できた。
- ③ 天皇は、議会の承認を必要としない緊急勅令を発令して、法律に代わらせた。
- ④ 全76条であった。



